

## 【介護保険福祉用具購入(受領委任払い)手引き】

### ①事前申請

必要書類:「介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費受領委任払い承認申請書兼同意書」

添付書類:見積書、購入予定福祉用具のパンフレット等の写し、福祉用具サービス計画書

※通常の申請の場合においては、「介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書」(申請者又は振込先が本人でない場合は委任状が必要)、添付書類として、「本人宛の領収書」「福祉用具のパンフレット等の写し」「福祉用具サービス計画書」が必要となります。

### 《注意事項》

- ・介護保険課の承認が下りる前の購入は給付の対象となりません。
- ・購入予定日は記入しないで下さい。
- ・販売事業者名だけでなく、製造事業者名も記入して下さい。
- ・申請書の一番下にある「居宅介護支援事業所名」及び「介護支援専門員名」の欄は必ず記入して下さい。

↓

### ②介護保険課での審査(約1週間程度)

本人、ケアマネジャー、販売事業者の三者に対して承認通知を発送

↓

### ③福祉用具の購入

↓

### ④完了申請

必要書類:「介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書兼福祉用具販売証明書」

添付書類:生活保護受給者の場合…近江八幡市長宛の1割分及び9割分の請求書

上記以外の場合…本人宛の1～3割分の領収書、近江八幡市長宛の7～9割分の請求書

※販売証明書に購入日を記入下さい。

### 《注意事項》

- ・振込先の預金種目は必ず記入下さい。

### ○振り込みについて…

完了申請の内容を審査し、指定の預金口座に振り込みます。通常は、完了申請から3～4ヶ月後に購入費の7～9割(9万円が限度)が振り込まれます。